

## ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる避難路について

令和2年（2020年）3月

「平塚市耐震改修促進計画（平成28年（2016年）3月改定）第4章 耐震化を進めるための施策 3. その他の地震時における安全対策」に関する事項として、次のとおり避難路の位置づけを行います。

社会資本整備総合交付金交付要綱（基幹事業（住宅・建築物安全ストック形成事業））における「ブロック塀等の安全確保に関する事業」の対象となる避難路は、平塚市内に存する一戸建ての住宅又は兼用住宅から平塚市地域防災計画に定める避難所へ至る道路とする。

（施行日）令和2年4月1日